

浜本通信 浜本保険株式会社の情報発信

SUGGEST by hamamoto

mite net!

みてねっと!

2023
WINTER

Vol.77

ご存知
ですか?



改正道路交通法の施行により
令和5年4月1日からすべての
自転車利用者のヘルメット着用が
努力義務となっています。

道路交通法

自転車を運転する際は、運転する方がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

道路交通法 第63条の11

第1項

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第2項

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

令和4年中、兵庫県内では自転車乗用中に22人の方が交通事故により亡くなっています。そのうち、21人の方がヘルメットをかぶっていませんでした。また、約6割の方は頭部に致命傷を負っています。自転車に乗る時は、命を守るためにヘルメットをかぶりましょう。自転車用ヘルメットには、SG（一般財団法人製品安全協会）マークやJIS（日本工業規格）マークなどの付いた衝撃吸収性能などの安全基準を満たした製品を選びましょう。

自治体によっては、自転車ヘルメットの購入に関する補助制度を設けています。ただし、給付対象（ヘルメットや対象者）に条件や申請期限があるという自治体もありますので担当窓口などに確認しておきましょう。

兵庫県ホームページ

「自転車ヘルメットの購入応援事業について」
こちらから→



損保トピック

2023年に発生した 震度5弱以上の 地震



2023年11月16日現在

発生時刻	震源地	マグニチュード	最大震度
2023年06月11日18時55分頃	浦河沖	M6.2	5弱
2023年05月26日19時03分頃	千葉県東方沖	M6.2	5弱
2023年05月22日16時42分頃	新島・神津島近海	M5.3	5弱
2023年05月13日16時10分頃	トカラ列島近海	M5.1	5弱
2023年05月11日04時16分頃	千葉県南部	M5.2	5強
2023年05月05日21時58分頃	石川県能登地方	M5.9	5強
2023年05月05日14時42分頃	石川県能登地方	M6.5	6強
2023年02月25日22時27分頃	釧路沖	M6.0	5弱

地震保険 Q & A



1 地震保険は どのような役目を果たすの？

地震保険は地震への備えとなり、被災後の当面の生活を支える保険です。地震保険の保険金だけでは必ずしももとの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果たします。

2 地震保険は 何を補償してくれるの？



地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害(火災・水災等)を補償します。

3 地震保険は 何にかける保険なの？

お住まいの建物にかける保険です。また、住居と店舗等が一緒の併用住宅にもかけられます。さらに、住宅内にある家財にもかけられます。



建物



家財

生保トピック

「通院」と「日帰り入院」の違いは？

「通院」とは、医師による治療が必要なため、外来や往診によって治療を受けることをいいます。一方、「日帰り入院」とは、入院基本料などの支払いが必要となる入院日と退院日が同一の入院をいいます。例えば、深夜 3 時頃緊急入院をしたが容態が落ち着いたため、その日の夕方に退院した場合などが該当します。「通院」か「日帰り入院」かは、一般的には、病院が発行する領収証に「入院料等」(★印)の診療報酬点数があるかどうかで確認できます。ただし、入院ではなく外来で手術したときに「入院料等」に診療報酬点数が記載されるケース等もありますので、詳細は病院に確認してみてください。



最近では、高額療養費制度など社会保障制度を考慮して、医療保険を見直す方が増えています。弊社にはファイナンシャルプランナーが複数名所属しております。一度話を聞いてみたいという方がいらっしゃいましたら、担当者までお気軽にお声掛けください。

領収書例 領収書はイメージです。記載の内容は法令の改正などのより変更される場合があります。

領 収 書									
患者番号	氏 名					請求期間			
	様					年 月 日 ~ 年 月 日			
受付料	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区 分		
保険	初・再診料	★ 入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬		
	点	点	点	点	点	点	点		
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	麻 酔	放射線治療			
	点	点	点	点	点	点	点		
	病理診断								
	点								
保険外負担	評価療養・選定療養	その他							
合計		保険	保険 (食事・生活)	保険外負担					
負担額		円	円	円					
領収額合計		円	円	円					
医療法人社団○○会 ○○○病院 東京都○○区○○ ○○○○									
									領収印

見直してください あなたの暮らしの保障
浜本保険株式会社

- 本 社 / 兵庫県加西市北条町横尾313-1 A-NOVA SANWA BLDG 1F
TEL.0790(42)1223(代) FAX.0790(43)1205
- 高 砂 営 業 部 / 兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号
TEL.079(442)3515(代) FAX.079(442)3054
- HAMAMOTO CONSULTING OFFICE
兵庫県姫路市北条梅原町119北条梅原350ビル
TEL.079(225)5551(代) ☎0120(920)903



■本社/北条営業部



■高砂営業部



■HAMAMOTO CONSULTING OFFICE